

提出日を記入してください。

年 月 日

指定給水装置工事事業者指定更新時確認書

(記入例)

未受講の場合は未受講に○をつけ、理由を記入してください。理由は公表しませんのでありのままに記入してください。

例「業務多忙のため都合がなかった。」
「失念していた。」
「他の水道事業者の講習会と日程が重なっていて都合がなかった。」など。

氏名又は名称 ○○設備
住 所 ○○市△△町 1234
代表者氏名 水道 太郎
電 話 番 号 000-123-8118

受ける指定給水装置工事事業者講習会の受講実績（過去 5 年）

直近の受講年月日	令和2年 9月 28日 ・ 未受講
未受講の場合 その理由（非公表）	
受講実績の公表可否	可 ・ 不可

2. 指定給水装置工事事業者の業務内容

営業日、営業時間	月～土、8時～17時
休業日	日曜日、年末年始、GW、お盆
上記の公表可否	可 ・ 不可
新設	配水管からの分岐 ～ 水道メーター (可 ・ 不可)
漏水時の修繕対応の可否や、夜間・休日等の対応についても記入	メーター ～ 宅内給水装置 (可 ・ 不可)
改造	配水管からの分岐 ～ 水道メーター (可 ・ 不可)
	水道メーター ～ 宅内給水装置 (可 ・ 不可)
上記内容の公表可否	可 ・ 不可
修繕	漏水修繕対応の可否 (可 ・ 不可)
	修繕対応時間 8:00 ～ 17:00 まで (休日、17時以降は要相談)
	工事対応の可否
	屋内給水装置の修繕 (可 ・ 不可)
	埋設部の修繕 (可 ・ 不可)
上記内容の公表可否	可 ・ 不可
その他	緊急連絡先 0×0-××××-0000 (代表者携帯)
上記内容の公表可否	可 ・ 不可

緊急連絡先等を記入

- ・ 公表には、ホームページ等への掲載を含みます。
- ・ 業務内容に変更が生じた場合は、速やかに佐賀市上下水道局に届け出るようお願いします。

不可の場合は公表しません。

3. 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上を図るため、外部研修については、受講を確保するよう努めること。

明する書類(受講証等)の写しを

添付してください。

受講者名
(公表対象外)

研修会名、実施団体

受講年月日

水道 太郎

給水工事振興財団 e-ラーニング

令和5年7月20日

水道 太郎

給水工事振興財団 現地研修

令和6年7月17日

水道 三郎

自社内研修 ○○に関する業務研修

令和5年9月23日

自社内研修の場合は、証明する書類等は不要ですが、研修次第や研修状況の写真等があれば添付してください。

不可の場合は公表しません。

上記内容の公表可否
(公表にはホームページ等への掲載を
含みます。)

④ 可 · 不可

- ・外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。
- ・自社内研修については、研修内容を記載してください。
- ・受講者名は、公表の対象ではありません。
- ・行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

4. 過去1年以内の給水装置工事に主に従事して適切に作業を行うことができる技術を有する者の状況

給水装置工事に主に従事した者

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

- 2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を実施する場合において、当該配水管及び他の地下構造物に変形、破損、その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技術を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

工事を施工しない場合はチェック欄にシ点

□ 「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため不要

過去1年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

技能を有する者の氏名 (公表対象外)	配水管への分水栓の 取付・穿孔・給水管の 接合、いずれの経験も 有しているか (○×を記入)	資格等を有しているか (○×を記入)		工事 年度
		保有している資格等		
水道 太郎	○		資格を有していなくても、経験を有していれば記入	R5
水道 次郎	○	×		R5
社員 A	○	○	2級配管技能士	R5
関係又は下請け等も含み、給水装置工事に従事した者の氏名等を記入		保有している資格を記入		
上記内容の公表可否 (公表にはホームページ等への掲載を含みます。)		可・不可		

・以下に示す保有資格等(下線部)を記載してください。

- ①水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工(配管技能者、その他類似の名称のものを含む)
- ②職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条に規定する配管技能士
- ③職業能力開発促進法第24条に規定する、都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
- ④公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する、配管技能の習得に係る講習の課程修了者
(配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定)

- ・保有している資格については、資格を証明する書類の写しを添付してください。
- ・技能を有する者の氏名は、公表の対象ではありません。
- ・配水管からの工事を施行しない場合は、上記のチェック欄にチェックをしてください。
- ・行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等をしてください。